

助産施設入所制度

保健上必要があるにもかかわらず

経済的な理由により出産費用の
負担が困難である妊産婦へ

費用を助成します！



助産施設入所制度とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦の方が、児童福祉法に基づき指定を受けた助産施設にて入院助産を受けることができる制度です。

対象者

1. 保健上、入院助産が必要であると認められる方（異常分娩のおそれがある等）
2. 生活保護世帯（世帯全員）・市町村税非課税世帯（世帯全員）の方
3. 上記1・2の条件を満たす村内に住所を有する方

対象施設

- ・ 沖縄県立北部病院
- ・ 沖縄県立中部病院
- ・ 国立大学法人琉球大学 琉球大学病院
- ・ 南部医療センター・子ども医療センター
- ・ 南部徳洲会病院
- ・ 浦添総合病院（休診中）
- ・ 沖縄赤十字病院
- ・ 那覇市立病院
- ・ 沖縄協同病院
- ・ 沖縄県立宮古病院
- ・ 沖縄県立八重山病院
- ・ 公立久米島病院（休診中）

申請に必要な書類

1. 助産施設入所申込書
2. 住民票謄本
3. 所得課税証明書
※地方税関係情報等の取得についての同意書を提出することで省略できます。
4. 健康保険証
5. 母子健康手帳
6. 個人番号がわかる書類（マイナンバーカード・通知カード等）

※助産施設の利用を希望される方は、事前に役場窓口にてご相談のうえ、必要書類を添えてお申し込みください。申請は原則として、出産予定日の2ヶ月前までとなっております。

お問い合わせ

恩納村役場福祉課

こども家庭係

中部福祉事務所

☎098-966-1207

☎098-989-6603

